

令和 4 年 9 月 29 日

会 員 各 位

(公社) 石川県宅地建物取引業協会

法務指導委員長 飛 田 誠 治



『宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドラインの解説』のご送付

令和 3 年 10 月、国土交通省より「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」が公表され、買主や借主に対する人の死の告知に関して判断基準や考え方方が示されました。

ガイドラインが公表されましても、人の死に関しては告げるべきか否か非常に悩ましく、団体や弁護士等に相談されても「告げた方が望ましい」と回答されることがほとんどではないでしょうか。

「告げなくてもよい」と判断するためには、ご自身が責任をもって不告知の根拠を確認する必要があります。

つきましては、法務指導委員会にて選定いたしました標記書籍を会員の皆様へご送付いたしますので、ご一読いただきたくお願い申し上げます。

また、標記書籍の著者は弁護士の宇仁美咲先生で、当協会の業務研修会でも何度かご講義いただいておりますので、馴染みをもって読み進めていただければ幸いです。

記

